

藤沢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

藤沢市長



藤沢市条例第 27 号

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第3項中「第15条第14項」を「第15条第13項」に改め、同条第4項中「第15条第21項」を「第15条第20項」に改め、同条第5項中「第15条第22項第1号」を「第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「第15条第22項第2号」を「第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「第15条第22項第3号」を「第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「第15条第23項第1号」を「第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「第15条第23項第2号」を「第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「第15条第25項第1号」を「第15条第24項第1号」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第11項中「第15条第25項第2号」を「第15条第24項第2号」に、「14分の11」を「2分の1」に改め、同条第12項中「第15条第25項第3号」を「第15条第24項第3号」に、「12分の7」を「2分の1」に改め、同条第13項中「第15条第25項第4号」を「第15条第24項第4号」に、「3分の1」を「12分の7」に改め、同条第14項中「第15条第28項」を「第15条第27項」に改め、同条第15項中「第15条第32項」を「第15条第31項」に改め、同条第16項中「第15条第37項」を「第15条第36項」に改め、同条第17項中「第15条第40項」を「第15条第39項」に改める。

第30条の3及び第30条の4中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改める。

附則中第23項を第24項とし、第22項を第23項とし、第21項の次に次の1項を加える。

(令和9年度分から令和10年度分までの軽自動車税の税率の特例)

- 22 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては令和9年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和10年度分の軽自動車税に限り、第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「1,800円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「2,700円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,000円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第23項を第24項とし、第22項を第23項とし、第21項の次に1項を加える改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。